

令和7年度 野々市市国際友好親善協会 総会

- 議案第1号 令和6年度事業報告及び収支決算について
- 議案第2号 令和7年度事業計画及び収支予算について
- 議案第3号 役員の一部交代について

野々市市国際友好親善協会

Nonoichi International Friendship Association

〒921-8510 野々市市三納一丁目一番地 野々市市役所市民協働課内

TEL 076-227-6029 FAX 076-227-6259

議案第1号

1) 令和6年度事業報告

事業	日程等	摘要
ののいち日本語教室	全36回 (原則月曜 17:30 ~19:00)	会場：野々市市役所 101 会議室ほか 対面・オンラインを併用して開催 (36 回開催で延べ 347 人参加)
国際交流サロン事業 「KIWI CHAT」4月 「FREE TALK」12月・1月	4月26日(金) はじめ全3回	会場：野々市市役所 102 会議室ほか 国際交流員と英語で会話を楽しむイベント。 テーマ：気軽にチャット、旅行、新年の抱負
国際交流サロン事業 「国際交流カフェ」	4月27日(土) はじめ全4回	会場：にぎわいの里ののいち カミーノ 実習室ほか 市民と外国人住民が交流するイベント。 国際交流員がホストとなり、異文化や日本での 経験等に関するテーマについて紹介し、その後 参加者と話し合う。 テーマ：ハングル講座、KIWI ENGLISH、多文 化ゲーム、ペイント (Paint) & シップ (Sip)
【ニュージーランド友好部会事業】 ギズボーン市学生友好訪問団受入 事業	5月3日(金) ~5日(日)	ギズボーンリトンハイスクールの学生 17 名、 引率 5 名を受け入れ ホストファミリー：14 家庭
国際交流サロン事業 国際交流員の派遣	6月4日(火) はじめ全43件	放課後子ども教室や市内保育園等へ国際交流員 を派遣。ゲームや歌を通じて子供たちと英語を用 いながら交流を深めた。
世界の料理交流会	6月9日(日) はじめ全4回	中国やベラルーシなどの世界各地の料理をその 国の方と一緒に作るイベント
理事会	6月21日(月) 17時	会場：野々市市役所 ホール椿 (7人出席)
総会	6月21日(月) 19時	会場：野々市市役所 ホール椿 (24人出席)
じょんからまつり国際交流ブース 出展	7月27日(土) 28日(日)	国旗の名前を当てるゲームを通じ、国際交流員と の交流ができるブースを出展。
第37回 JAPAN TENT 留学生受入事業	8月22日(木) ~25日(日)	6カ国・7名の留学生を受け入れ 3泊4日のホームステイ
石川中央都市圏連携事業 「グローバル☆EXPO」	8月31日(土)	4市2町の国際交流員が金沢市役所第二庁舎な どで世界の遊び体験などのブースを出展した。
カメラ祭	10月5日(土)	アメリカや韓国などの世界の遊びが体験できる ブースを出展。
【中国友好部会事業】 中国女性外交官招聘事業	11月18日(月) 19日(火)	中国駐名古屋総領事館総領事を野々市市に招待 し、市内こども園や企業を案内した。
外国人私費留学生に対する国民健 康保険税の助成	通 年	留学生1名に助成 前期 (10月・令和6年度全期分) 助成

2) 令和6年度収支決算

収入済額 1,492,234 円

支出済額 1,202,673 円

差引残額 289,561 円

【収入の部】

予算科目		予算額	決算額	備 考
1. 会員会費		192,000	195,000	
	1. 会員会費	57,000	60,000	個人会員 @1,000 円 59 名 (過年度分 1 名)
	2. 賛助会員	135,000	135,000	賛助会員 @15,000 円 9 団体
2. 委託料		1,332,000	884,046	
	1. 市委託料	1,332,000	884,046	JAPAN TENT 留学生受入事業 52,980 円 ののいち日本語教室 79,303 円 ニュージーランド友好部会事業 (ギズボーン市学生友好訪問団受入事業) 604,511 円 中国友好部会事業 (女性外交官招聘事業) 107,800 円 世界の料理交流会 39,452 円
3. 負担金		15,000	136,600	
	1. 交流事業負担金	10,000	9,600	国際交流カフェ、世界の遊び参加費
	2. 委託事業負担金	5,000	127,000	世界の料理交流会、ギズボーンウエルカムパーティー参加費
4. 補助金		0	50,000	
	1. 補助金	0	50,000	県日中友好協会 (女性外交官招聘事業)
5. 繰越金		226,107	226,107	
	1. 繰越金	226,107	226,107	前年度繰越金
6. 雑入		893	481	
	1. 雑入	893	481	預金利息
合 計		1,766,000	1,492,234	

【支出の部】

予算科目		予算額	決算額	備 考
1. 会議費		35,000	28,050	
	1. 会議費	35,000	28,050	理事会、総会諸費用
2. 事務費		35,000	28,464	
	1. 需用費	20,000	7,688	事務用品
	2. 通信費	5,000	12,020	事業の案内及び報告等送料
	3. 手数料	10,000	8,756	振込手数料
3. 活動費		1,467,000	1,146,159	
	1. 交流事業費	105,000	63,013	北陸都市国際交流連絡会 5,000 円 ニューズレター 9,920 円 国際交流サロン事業 48,093 円
	2. 委託事業費	1,332,000	1,061,046	JAPAN TENT 留学生受入事業 52,980 円 ののいち日本語教室 79,303 円 ニュージーランド友好部会事業 (ギズボーン市学生友好訪問団受入事業) 663,511 円 中国友好部会事業(女性外交官招聘事業) 213,800 円 世界の料理交流会 51,452 円
	3. 助成費	30,000	22,100	国民健康保険税助成 22,100 円
4. 予備費		229,000	0	
	1. 予備費	229,000	0	
合 計		1,766,000	1,202,673	

特別事業基金(定期預金) 2,500,033 円 北國銀行 野々市支店

収入(1,492,234 円)－ 支出(1,202,673 円)＝翌年度繰り越し(289,561 円)

会 計 監 査 報 告

令和6年度野々市市国際友好親善協会会計について、諸帳簿並びに
会計全般にわたり監査を行いましたので結果を報告します。

総 括 所 見

- 1 諸帳簿の記入及びその他の書類整備は、すべて良好であった。
- 2 歳入、歳出について各項目別に照合点検の結果、誤記、誤算もなく正確であった。

野々市市国際友好親善協会長 大久保 邦 彦 様

令和7年 5月23日

監 事

越 紫

一



監 事

堀 善



議案第2号

令和7年度事業計画及び収支予算について

1) 令和7年度事業計画

事業	日程等
理事会	6月24日(火) 17時 野々市市役所 ホール椿
総会	6月24日(火) 19時 野々市市役所 ホール椿
国際交流サロン事業 「FREE TALK」	国際交流員と英語を使っておしゃべりするイベント 4月18日(金) 4月25日(金) 6月20日(金) 実施
国際交流サロン事業 国際交流員の派遣	放課後子ども教室や市内保育園等へ国際交流員を派遣。
国際交流サロン事業 「国際交流カフェ」	市民と外国人住民が交流するイベント。 国際交流員がホストとなり、異文化や日本での経験等に関するテーマについて紹介し、その後参加者と話し合う。 5月17日(土) 実施
ののいち日本語教室	4月21日(月) から開講中 年37回予定(月曜日 17:30~19:00)
ニュージーランド友好部会事業	・ギズボーン市友好訪問団受入事業 6月29日(日) ~ 7月3日(木) 副市長、姉妹都市委員会代表計3名を受け入れ
じょんからまつり 国際交流ブース出展	8月2日(土)
第37回 JAPAN TENT 留学生受入事業	留学生を受入れ 8月21日(木) ~ 24日(日) まで 3泊4日のホームステイを含む(予定)
中国友好部会事業	・野々市市日中友好部会協会 事業費 ・深圳小学教育交流事業に伴う日中友好晩餐会 11月19日(水)
外国人私費留学生に対する 国民健康保険税の一部助成	申請期間 前期 令和7年10月1日~20日 (助成対象期間 4月~9月) 後期 令和8年3月1日~20日 (助成対象期間 10月~3月)

2) 令和7年度収支予算

【収入の部】

予 算 科 目		予 算 額	備 考
1. 会員会費		195,000	
	1. 会員会費	60,000	個人会員 @ 1,000 円 60 名
	2. 賛助会員	135,000	賛助会員 @15,000 円 9 団体
2. 委託料		1,033,000	
	1. 市委託料	1,033,000	JAPAN TENT 留学生受入事業 162,000 円 ののいち日本語教室 70,000 円 中国友好部会事業 610,000 円 日中友好晚餐会 ニュージーランド友好部会 191,000 円 ギズボーン市友好訪問団受入れ事業
3. 負担金		110,000	
	1. 交流事業負担金	10,000	国際交流サロンなど @100 円×100 人
	2. 委託事業負担金	100,000	交流会参加費など
4. 繰越金		289,561	
	1. 繰越金	289,561	前年度繰越金
5. 雑入		439	
	1. 雑入	439	預金利息ほか
合 計		1,628,000	

【支出の部】

予 算 科 目		予 算 額	備 考
1. 会議費		35,000	
	1. 会議費	35,000	理事会・総会等の諸費用
2. 事務費		45,000	
	1. 需用費	20,000	事務用品
	2. 通信費	15,000	事業の案内及び報告等送料
	3. 手数料	10,000	振込手数料
3. 活動費		1,268,000	
	1. 交流事業費	105,000	北陸都市国際交流連絡会 10,000 円 国際交流サロン事業 85,000 円 ニュースレター 10,000 円
	2. 委託事業費	1,133,000	JAPAN TENT 留学生受入事業 162,000 円 ののいち日本語教室 70,000 円 中国友好部会事業 710,000 円 日中友好晩餐会 ニュージーランド友好部会 191,000 円 ギズボーン市友好訪問団受入れ事業
	3. 助成費	30,000	国民健康保険税助成 30,000 円
4. 予備費		280,000	
	1. 予備費	280,000	
合 計		1,628,000	

議案第3号

役員の一部交代について

令和7年度野々市市国際友好親善協会役員一覧

顧問	新田 宏 栗 貴章	元在 NZ 日本大使館公使 野々市市長
参与	安原 透 (新任) 中国友好部会長 吉田 修 NZ 友好部会長 馬場 弘勝	野々市市議会議長 石川県議会議員 石川県議会議員

会長	大久保 邦彦	野々市市教育長
副会長	寺西 誠二 本 光雄	野々市市商工会長 野々市市農業協同組合代表理事組合長
理事	今井 京 久郷 和範 澤村 昭子 田中 懸二 (新任) 谷本 明子 (新任) 黛 孝彦 柳井 清治 山田 和夫	野々市市教育委員会指導主事 金沢工業大学国際交流室長 野々市市女性協議会長 野々市ライオンズクラブ会長 野々市市教育総務課担当課長 野々市ロータリークラブ代表 石川県立大学特任教授コーディネーター NPO 法人 YOU-I 代表理事
監事	越柴 一良 堀 善一	特別養護老人ホーム富樫苑施設長 野々市市会計管理者

事務局長	中川 弥生	野々市市市民協働課長
事務局次長	金場 康宏	野々市市市民活動センター

野々市市国際友好親善協会規約

(目的及び設置)

第1条 本市と国内外の都市との友好親善を基調として、市民の相互理解をもとに、教育・文化・産業等他方面にわたる交流を深め、もって、市民生活の向上と地域経済の発展を図るとともに、世界の平和と繁栄に貢献することを目的に、野々市市国際友好親善協会（以下「本会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 本会は前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外の都市・団体間との人事交流及び教育・文化・産業等各分野にわたる交流の促進
- (2) 友好親善活動の啓発
 - イ 市民の交流と相互理解の醸成
 - ロ 国内外の情報・資料の収集並びに提供
- (3) 本市が行う姉妹都市及び友好校交流事業の支援
- (4) 多文化共生社会づくりに関する事業
- (5) 日本語教室、日本文化研修など市内在住外国人の支援に関する事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第3条 本会の会員は、第1条の目的に賛同し、会費を納めるものをもって構成する。

2 会員は、個人の普通会员と団体及び法人の賛助会員の2種とする。

(会員)

第4条 会員の年会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员 年額 1,000 円
 - (2) 賛助会員 年額 15,000 円
- 2 前項の会費については、毎年、当該年度分を事務局が指定する期日までに指定する預金口座に振り込まなければならない。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 本会の役員は、理事会において、会員の中から候補者を指名推薦し、総会に諮って決める。

(役員の職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。職務の代理順位については、あらかじめ会長が指名する。

3 理事は、会長、副会長とともに理事会を構成する。

4 監事は、本会の会計を審査し、総会において会計監査報告をする。また、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問・参与)

第8条 本会に、理事会の推薦により、顧問及び参与を置くことができる。

(部会の設置)

第9条 第2条第3号に規定する事業のために、本会に、部会を置くことができる。

2 部会員は、参与および理事をもって構成し、必要に応じて他の国際友好団体の構成員として活動することができる。

3 部会の長は、参与および理事の互選により選任する。

(会議と構成員)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、本会の最高決議機関であり、会員全員で構成し、毎年定期に開催する。

ただし、理事会が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。

3 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、執行機関を兼ねるものとする。

4 会議は、会長が招集する。

(会議の運営と報告)

第11条 会議は、その構成員の2分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ、これを開催することができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会での決議事項は、次期総会において報告し、承認を得るものとする。

4 会議の議長は、会長が当たる。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、委託金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算及び監査)

第14条 本会の会計決算は、決算終了後、監事の監査を受けなければならない。

(事務局)

第15条 本会の事務を円滑に行うため、事務局を野々市市役所市民協働課内に置く。

2 事務局長及び事務局次長は会長が任命し、理事会の承認を得るものとする。

3 事務局長は、事務局を統括し業務を処理する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の会務の執行に関し必要な事項は、理事会において決定する。

附 則

この規約は、平成6年5月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年11月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月8日から施行する。